

千年のかくれんぼブランドロゴマーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、千年のかくれんぼ物産ブランド認証要綱第12条の規定に基づき、千年のかくれんぼブランドロゴマーク（以下、「マーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

(マークの交付)

第2条 千年のかくれんぼ物産ブランド認定委員会は、千年のかくれんぼ物産ブランドとして認証を受けたにし阿波産品（以下「認証品」という。）を製造、生産又は飼養する事業者（以下、「認証事業者」という。）にマークの画像データを配布する。

(使用範囲)

第3条 認証事業者は、次に掲げるものに認証マークを使用することができる。

- (1) 認証品に表示する場合
- (2) 認証事業者が認証品に関連するホームページ、パンフレット、名刺に表示する場合。
- (3) その他、千年のかくれんぼブランド認証委員会が適当と認める場合。

(使用期間)

第4条 認証マークを使用することができる期間は、認証品の認証期間内とする。

(使用料金)

第5条 認証マークの使用料は無料とする。ただし、認証マークの使用に要する経費は認証事業者の負担とする。

千年のかくれんぼ物産ブランドロゴマーク



附則

この要領は、平成31年3月7日から施行する。

この要領は、令和3年10月20日から施行する。

この要領は、令和7年2月13日から施行する。